

# 東南アジア知財ネットワーク運営要領

## 1. 名称

本ネットワークは、東南アジア知財ネットワーク（英文名：South East Asian Intellectual Property Network for Japanese Commerce and Industry。略称：SEAIPJ）と称する。

## 2. 目的

本ネットワークは、東南アジア地域における知的財産問題に関心のある企業や団体及び政府が相互に協力、連携の促進を図り、また、一体となって知的財産問題の改善や解決に向けた情報の共有や活動を行い、同問題の解決を図ることを目的とする。

## 3. 会員

（1）本ネットワークは、東南アジア地域における知的財産問題に関心のある企業や団体などに属する者を会員とする。

（2）会員の参加申し込みは事務局が受理し、会員に当該申し込みを連絡する。当該申し込みに対して特段の異議がなければ、参加を許可する。

（3）事務局は会員名簿を作成し、適宜、会員と共有する。会員と共有する名簿には氏名及び所属のみ記載する。

（4）会員の退会は、事務局への押印または署名された書面による通知で、これを認める。

（5）本ネットワークの活動や、他の会員に対して迷惑となる行為を行うなどした会員については、事務局は、当該事実を確認した後、その会員に退会を通知できる。

（6）日系企業関係者を正会員、そのほか、法律事務所や政府、公的機関関係者は賛助会員とする。

## 4. 幹事及び副幹事

（1）本ネットワークには、総会の決定による幹事及び副幹事を置く。

（2）幹事は、本ネットワークの活動を総合的に調整する。

（3）副幹事は、幹事を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。

## 5. ネットワークの組織

（1）本ネットワークの組織は、総会及び事務局とする。

（2）総会は、原則として年1回これを開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催する。

（3）総会は出席者の多少に関わらず成立する。総会へは、委任状による参加も可能とする。

（4）総会は、本ネットワークの会員により構成され、幹事及び副幹事の選出、運営方針及び活動内容の討議決定、本ネットワークの運営に関する重要事項等を決定する。

（5）事務局は、ジェトロ・バンコク事務所（知的財産部）がこれを務める。

## 6. その他

（1）本ネットワークの総会の開催にかかる経費は、原則として事務局の負担とする。

（2）ネットワークの活動に応じて、当該活動に参加する会員の資格等を制限することもできる（例えば、権利者のみ、企業関係者のみ、など）。

（3）本運営要領は、会員の三分の二の同意により、これを改正できる。なお、改正に際して、総会の開催

は要件としない。

2012年3月13日 キックオフ会合（シンガポール）にて承認

2013年3月6日 総会（シンガポール）にて承認